

# 日韓の司法協力・不動産登記特別講演セミナー

国際協力部教官

大 西 宏 道

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所では、公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、2017年11月20日(月)、東京都昭島市の国際法務総合センター国際棟の国際会議場において、日韓の司法協力・不動産登記特別講演セミナーを開催した。

法務省法務総合研究所では、アジアの国々に対する法制度整備支援を行うほか、諸外国との司法協力活動を行っており、その一つが日韓パートナーシップ共同研究である。同共同研究は、我が国の法務省、法務局及び裁判所の職員並びに韓国の法院の職員により構成される日韓の研究員が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、法務省法務総合研究所及び公益財団法人国際民商事法センターが、大韓民国(以下「韓国」という。)の大法院法院公務員教育院と協力して、実施しているものである<sup>1</sup>。

長年実施してきた同共同研究について、その意義及び成果を改めて示すことにより、我が国の司法協力活動を更に発展させることができる。また、法務省法務総合研究所が実施しているアジアの国々に対する法制度整備支援活動において、不動産登記制度が重要な分野となってきており、不動産登記制度の整備に対する支援を効果的に実施するに当たって、諸外国の登記制度の比較研究が必要となっている。

そこで、今回で第18回目となる日韓パートナーシップ共同研究の日本セッションの一環として、韓国から法院公務員教育院長を招き、日韓の司法協力及び不動産登記の経験及び今後について、報告、議論等する公開セミナーを開催することとした。

## 第2 セミナーの概要<sup>2</sup>(別紙プログラム参照)

セミナーにおいては、法務省法務総合研究所の森永太郎国際協力部長により、日韓パートナーシップ共同研究の概要について説明がされた後、法院公務員教育院の具演謨(グ・ヨンモ)院長<sup>3</sup>により、韓日登記官等相互研修<sup>4</sup>の意義及び韓国における不動産登記制度の最

<sup>1</sup> 韓国の法院とは、我が国の裁判所に相当し、大法院とは、我が国の最高裁判所に相当する韓国の機関である。また、法院公務員教育院とは、韓国の法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関である。

<sup>2</sup> セミナーの講演録は、公益財団法人国際民商事法センターの発刊する「ICCLC NEWS」及び同センターのウェブサイト上に掲載されるので、参照されたい。

<sup>3</sup> グ・ヨンモ院長は、ソウル大学法科大学卒業し、ソウル大学大学院で不動産登記の分野で法学博士号を取得した上、ソウル中央地方法院登記課長、法院行政処司法登記局の事務官、課長、審議官、法院公務員教育院教授(不動産登記実務担当)、法院行政処人事運営審議官、法院図書館事務局長を歴任している。

<sup>4</sup> 韓国では、日韓パートナーシップ共同研究を韓日登記官等相互研修と呼ぶ。

近の動向について、早稲田大学大学院法務研究科の山野目章夫教授<sup>5</sup>により、我が国における不動産登記制度の最近の動向及び今後の在り方について、それぞれ講演がされ、最後に講演者同士の意見交換及び会場との質疑応答がされた。

グ・ヨンモ院長からは、韓日登記官等相互研修の意義について、研修生が実際に高位の法院職員に昇進していることを含め、自らが研修生であったときの経験も踏まえ説明がされた。また、韓国における不動産登記制度の最近の動向について、登記簿の電算化、登記所の広域化、オンラインによる登記業務処理、最先端の登記システム等の状況に加え、不動産登記のいわゆる形式的審査主義の問題等、登記の健全かつ円滑な発展のための院長の意欲的な問題意識等を内容とした、講演がされた。



【グ・ヨンモ院長による講演】

山野目章夫教授からは、我が国における不動産登記制度の最近の動向及び今後の在り方について、電子申請における登記の真正性の確保、筆界を含めた正確な物件の所在の把握等、また、住所を秘匿する必要がある場合の登記事項の問題、災害が発生した際の登記による対応の問題、情報通信技術を活用した登記制度の将来等を内容として、グ・ヨンモ院長の日本の登記制度に対する質問にも回答しながら、講演がされた。

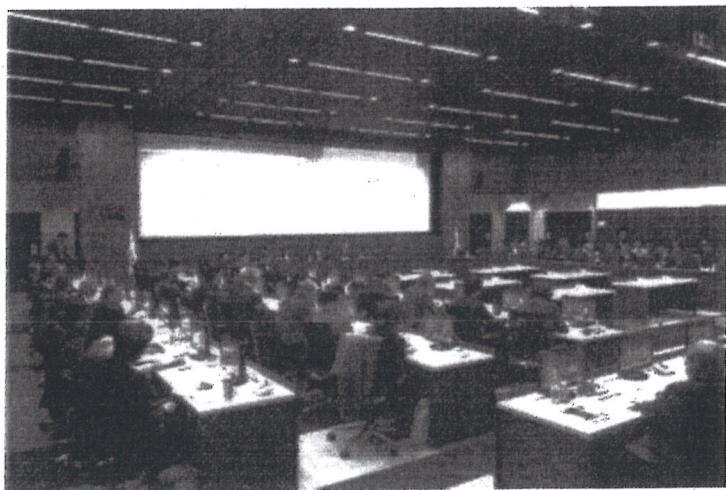
<sup>5</sup> 山野目章夫教授は、東北大学法学部卒業し、東北大学法学部助手、亜細亜大学法学部専任講師、中央大学法学部助教授、エクス・マルセイユ第三大学客員教授等を歴任している。現在、国土審議会委員でもある。



【山野目章夫教授による講演】

そして、講演者のグ・ヨンモ院長及び山野目章夫教授が、互いに、我が国における相続登記がされず所有者の所在の把握が困難な土地、それに関連する登記簿に個人情報が検索できる番号を記載すること、電子申請及び書面申請の相互の順位、登記と台帳の一元化等の問題について、意見交換がされ、最後に、会場との質疑応答があった。

本セミナーは、東京都昭島市に新しく完成した国際法務総合センター国際棟で初めて開催された公開セミナーであったところ、日韓の司法協力及び不動産登記の関係者を始め約100名が参加し、日韓パートナーシップ共同研究の意義を改めて周知することができた上、日韓の不動産登記の第一人者同士による興味深くかつ有意義な内容において、日韓の不動産登記制度の比較研究としての議論が行われた。



【セミナー会場の様子】

### 第3 おわりに

韓国は、古くから我が国との交流があり、我が国と類似した法制度を有している。法制度の基本が類似する日韓両国において、互いの制度及び実務を比較研究することは、改めて業務の根本を考えることにつながり、制度の発展及び実務の改善に資する。また、熱心に議論を交わすことは、互いに刺激を受け、交流を深めることにつながり、両国間のパートナーシップを醸成することに資する。

今後も引き続き、日韓パートナーシップ共同研究を実施することが、日韓両国にとって重要であると考えられる。

また、韓国の不動産登記制度は、我が国と類似した面を有しているものの、情報システムの発展は目覚ましいものがある上、具体的な場面において、我が国と異なる考え方及び取扱いになっているところがある。韓国の不動産登記制度を研究することは、我が国の不動産登記制度の発展及び実務の改善に資するのみならず、比較法的な観点から実施する必要がある我が国による他のアジアの国々に対する法制度整備支援活動の効果的な実施にとって、有意義である。

本セミナーを通じて、日韓の司法分野における協力関係が更に発展するとともに、不動産登記の比較研究が更に進む契機となつたのではないかと考える。

最後に、本セミナーの実施に協力いただいた日韓両国の関係者に感謝申し上げたい。